

3つの障害手帳が統合されました

鳥取県では今年4月から身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の3つの障害手帳の外観を統合しました。

併せて、顔写真が古くなり、本人確認がしにくくなっている手帳が多くあるため、原則10年を経過した場合は、手帳の再交付申請をしていただくことをお願いいたします。

手帳の再交付

身体障害者手帳

手帳の交付時または再交付から10年ごとに再交付申請をしてください。

療育手帳（50歳を超える方）

50歳を超える方は、60歳、70歳：と10歳刻みで再交付申請をしてください。

療育手帳（50歳未満の方）

精神障害者保健福祉手帳

記載欄が10年間でなくなるなどにより、原則として10年ごとに再交付申請をしてください。

新しい手帳への切り替え

身体障害者手帳

■所持期間が10年以上の方
再交付申請によって新しい手帳に切り替えます。お早めに再交付申請をしてください。

■所持期間が10年未満の方
所持期間が10年になったら、再交付申請によって切り替えます。10年経ったらお早めに再交付申請をしてください。

療育手帳

■50歳未満の方
30歳、40歳、50歳の再判定時、または記載欄がなくなった時に併せて切り替えます。新しい手帳への切り替え時に再交付申請してく

ださい。

■50歳を超える方

再交付申請時に切り替えます。該当する年になったら再交付申請してください。

精神障害者保健福祉手帳

記載欄がなくなった時に併せて切り替えます。新しい手帳へ切り替える時に手続きをしてください。

再交付申請に必要なもの

- 次の①から③を準備して、健康福祉課へ申請をしてください。
- ① 再交付申請書
 - ② 顔写真
縦4cm、横3cmの脱帽・上半身の写真で1年以内に撮影されたもの
 - ③ 印鑑



新しい障害手帳

サイズ／縦11.4cm×横7.5cm

身体障害者手帳の大きさに統一する

形式／定期入れ形式

色／深緑

表記／カバーへの手帳名の表記を廃止し、県章のみ表示する。

お問い合わせ先

健康福祉課（すこやか）

TEL 66-5522